

都道府県問い合わせ先一覧

造林・間伐関係			林道関係		
都道府県	担当課(室)	電話番号	都道府県	担当課(室)	電話番号
北海道	森林整備課	011-204-5506	北海道	森林整備課	011-204-5496
青森県	林政課	017-734-9513	青森県	林政課	017-734-9513
岩手県	森林整備課	019-629-5791	岩手県	森林保全課	019-629-5800
宮城県	森林整備課	022-211-2921	宮城県	林業振興課	022-211-2913
秋田県	森林資源造成課	018-860-1917	秋田県	森林環境保全課	018-860-1943
山形県	森林ノミクス推進課	023-630-2525	山形県	森林ノミクス推進課	023-630-2531
福島県	森林整備課	024-521-7429	福島県	森林整備課	024-521-7430
茨城県	林業課	029-301-4051	茨城県	林業課	029-301-4051
栃木県	林業木材産業課	028-623-3286	栃木県	森林整備課	028-623-3285
群馬県	林政課	027-226-3221	群馬県	林政課	027-226-3223
埼玉県	森づくり課	048-830-4321	埼玉県	森づくり課	048-830-4314
千葉県	森林課	043-223-3630	千葉県	森林課	043-223-2962
東京都	森林課	03-5320-4854	東京都	森林課	03-5320-4854
神奈川県	森林再生課	045-210-4342	神奈川県	森林再生課	045-210-4346
新潟県	林政課	025-280-5325	新潟県	林政課	025-280-5323
富山県	森林政策課	076-444-3386	富山県	森林政策課	076-444-3392
石川県	森林管理課	076-225-1646	石川県	森林管理課	076-225-1646
福井県	県産材活用課	0776-20-0698	福井県	森づくり課	0776-20-0445
山梨県	森林整備課	055-223-1646	山梨県	治山林道課	055-223-1661
長野県	森林づくり推進課	026-235-7270	長野県	信州の木活用課	026-235-7268
岐阜県	森林経営課	058-272-8490	岐阜県	森林経営課	058-272-8489
静岡県	森林整備課	054-221-2670	静岡県	森林整備課	054-221-2717
愛知県	森林保全課	052-954-6449	愛知県	森林保全課	052-954-6450
三重県	森林・林業経営課	059-224-2563	三重県	治山林道課	059-224-2574
滋賀県	森林保全課	077-528-3935	滋賀県	森林保全課	077-528-3937
京都府	林業振興課	075-414-5002	京都府	森の保全推進課	075-414-5028
大阪府	森づくり課	06-6210-9559	大阪府	森づくり課	06-6210-9556
兵庫県	林務課	078-362-3461	兵庫県	林務課	078-362-3461
奈良県	県産材利用推進課	0742-27-7471	奈良県	県産材利用推進課	0742-27-7473
和歌山県	森林整備課	073-441-2981	和歌山県	林産振興課	073-441-2963
鳥取県	森林づくり推進課	0857-26-7305	鳥取県	県産材・林産振興課	0857-26-7254
島根県	森林整備課	0852-22-5177	島根県	森林整備課	0852-22-5171
岡山県	治山課	086-226-7455	岡山県	治山課	086-226-7458
広島県	林業課	082-513-3701	広島県	林業課	082-513-3704
山口県	森林整備課	083-933-3485	山口県	森林整備課	083-933-3491
徳島県	林業振興課	088-621-2457	徳島県	森林土木・保全課	088-621-2483
香川県	森林・林業政策課	087-832-3459	香川県	森林・林業政策課	087-832-3445
愛媛県	森林整備課	089-912-2596	愛媛県	林業政策課	089-912-2590
高知県	木材増産推進課	088-821-4602	高知県	治山林道課	088-821-4869
福岡県	林業振興課	092-643-3548	福岡県	農村森林整備課	092-643-3568
佐賀県	林業課	0952-25-7131	佐賀県	森林整備課	0952-25-7134
長崎県	森林整備室	095-895-2986	長崎県	森林整備室	095-895-2986
熊本県	森林整備課	096-333-2434	熊本県	林業振興課	096-333-2445
大分県	森林整備室	097-506-3882	大分県	林務管理課	097-506-3819
宮崎県	森林経営課	0985-26-7158	宮崎県	森林経営課	0985-26-7162
鹿児島県	森林経営課	099-286-3407	鹿児島県	かごしま材振興課	099-286-3368
沖縄県	森林管理課	098-866-2295	沖縄県	森林管理課	098-866-2295

このパンフレットに関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。
また、事業実施に当たっては、森林環境保全整備事業実施要綱等の関係通知を参照ください。

林野庁森林整備部整備課 03-3502-8065(造林・間伐)
03-6744-2303(林道)

森林整備事業のあらまし

令和7(2025)年度版





適切な森林整備の取組

かん

林野庁では、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面的機能の維持・増進を目的に、対象森林に応じた以下の2つの方針に基づき、造林や間伐等の森林整備への支援を行っています（森林整備事業）。

資源が充実しつつある人工林では、

施業の低コスト化の推進により
森林所有者等による適切な森林整備を推進



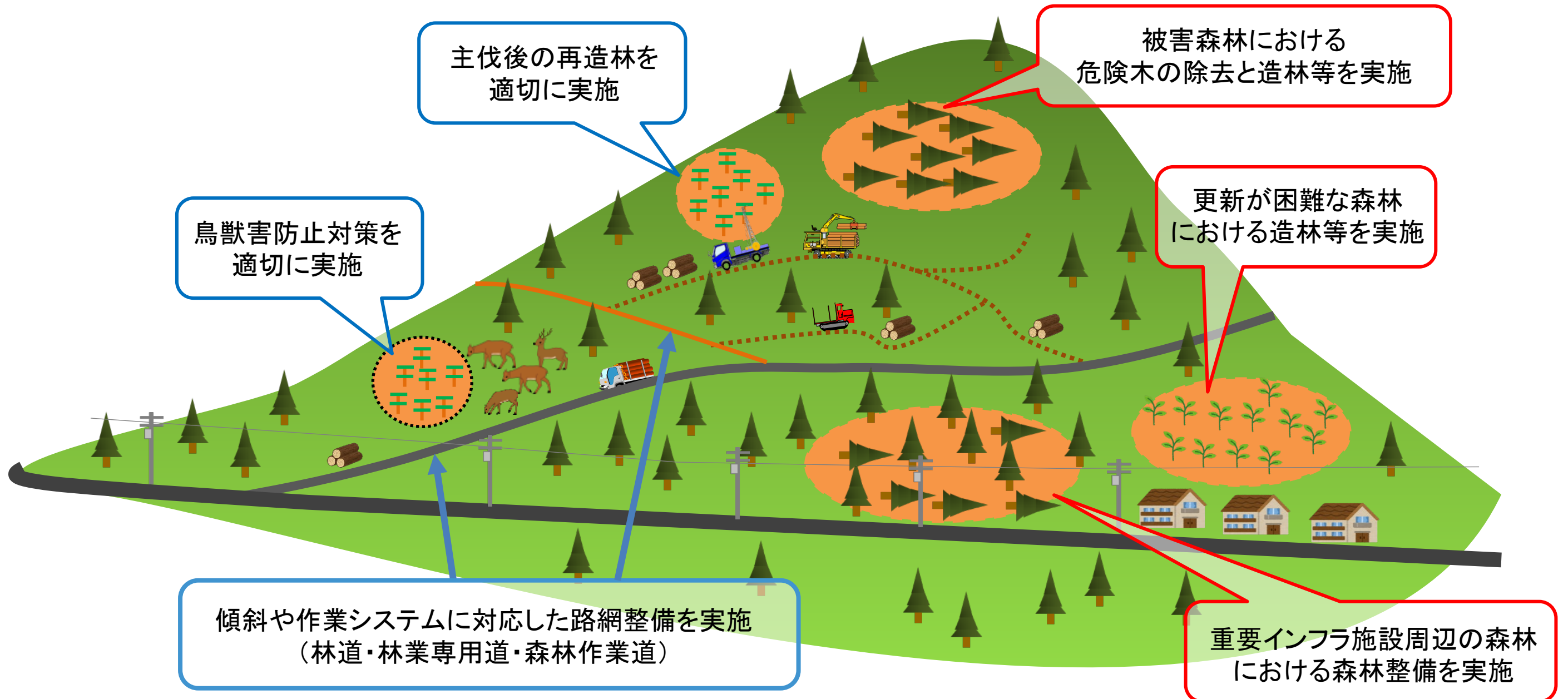
- ・面的なまとまりをもって計画的な間伐等を行うための森林経営計画を作成
- ・同計画を作成した森林を対象に、主伐後の再造林、間伐等の森林施業を支援
- ・これらの森林施業の実施に合わせて行う森林作業道整備や鳥獣害防止対策を支援
- ・森林施業や木材運搬等の効率化に必要な基盤としての林道等の整備を支援

条件不利地や気象害等の被害森林では、

公的な関与による森林整備の推進
（セーフティネット）



- ・自然条件等の理由により更新が困難な森林で地方公共団体が行う人工造林を支援
- ・気象害等による被害森林の復旧を支援
- ・重要インフラ施設周辺の森林の整備を支援



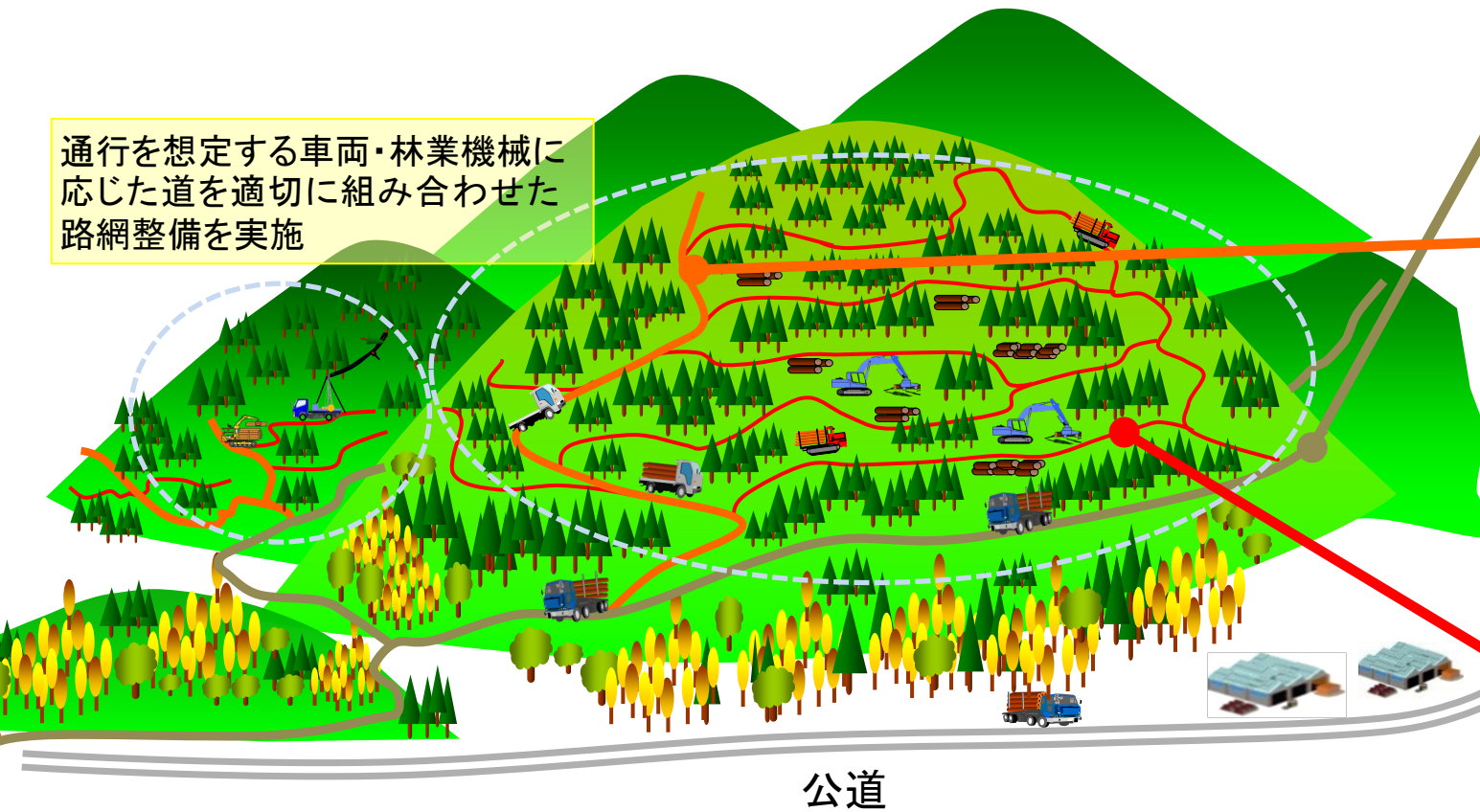


持続的な森林経営の実現に向けた路網整備の推進

森林の有する多面的機能を発揮させるとともに、持続的な森林経営の実現に向けて、森林施業や木材の輸送等を効率的に実施するためには、路網整備を進めていくことが必要です。

このため、森林整備事業において、丈夫な構造により、長期にわたり使用することができる、それぞれの役割に応じた路網整備を支援しています。

通行を想定する車両・林業機械に応じた道を適切に組み合わせた路網整備を実施



○林道（効率的な森林の整備や地域産業の振興等を図る道）

- ・主に森林施業を行うために利用（不特定多数の者も利用可能）
- ・路網の根幹となる幹線やそれを補完する支線等の道
- ・森林整備の基盤はもとより生活環境の改善、災害時の代替路などにも寄与



○林業専用道（主として間伐や造林等の森林施業の用に供する林道）

- ・森林施業を行うために利用（特定の者の利用を想定）
- ・10t積トラックや林業用車両（大型ホイールフォワード等）の走行を想定
- ・木材等の安全・円滑な運搬が可能な規格・構造を有する丈夫な道



○森林作業道（導入する作業システムに対応し、森林整備を促進する道）

- ・森林所有者や林業事業体が森林施業を行うために利用
- ・主として林業機械（2t積程度のトラックを含む）の走行を想定
- ・経済性を確保しつつも繰り返しの使用に耐える丈夫な道



路網整備と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入

路網整備に当たっては、導入する高性能林業機械の性能を最大限発揮させるため、合理的に路網を配置し、素材生産の工程全体を通じて生産性を高めることが必要です。なお、最適な作業システムは、地形・地質、土質等の自然条件等に応じて多様なものが想定され、下に示すのはその一例です。



豪雨等に対応した林道整備の推進

のり面の強化

のり面の崩壊防止のため、地質・土質の脆弱なのり面に対して安定勾配での切直しやのり面保護工を設置。

のり面保護工



路面の強化

豪雨等による路面の侵食や泥濘化（ぬかるむこと）の防止、自動車通行による損傷の抑制のため、堅固な路面を構築

コンクリート路面工



排水機能の強化

豪雨時の流下土砂による水路や暗渠の閉塞・越水を防ぐため、十分な機能を有する排水施設を設置。

暗渠工



森林整備事業による補助の内容

森林を育成し健全な状態に保つ以下の作業に対して、国と都道府県による補助制度が設けられています。

植付け(人工造林)

伐採跡地などに新たに森林を造るために、苗木の植付けを行います。植付けの前には、必要に応じて伐採した後の枝葉やササ等の整理を行います。

補助の対象

- 植付けの準備を行うために林地の整理を行う 地ごしらえ
- 苗木の植付け、種子の播き付け
- 苗木代
- 補植(1,500本/ha以下の植栽地で枯損が生じた場合等) 等



下刈り

苗木を植付けた後の数年間は、周りの雑草木の成長が盛んで、植付けた木(植栽木)への日当たりが悪くなり生育が阻害される場合があります。また、つるが巻き付いて植栽木の幹を締め付けてしまうこともあります。

これらの障害から植栽木を守るために、雑草木を刈り払う作業を行います。

補助の対象

- 雑草木の除去 等



除伐

下刈りが終了した後、数年すると、植栽木以外の木が大きくなって、植栽木の生育を阻害することがあります。このような木を伐るとともに、植栽木の中で曲がったり、成長が悪い木を伐る作業を行います。

補助の対象

- 不用木の除去 等



保育間伐・間伐

植栽木がさらに成長していくと、植栽木同士がそれぞれの生育を阻害するようになるため、抜き伐りをして、本数を調整する作業を行います。

補助の対象

- 不良木の抜き伐り
- 伐採木の搬出(間伐の場合のみ) 等



更新伐

人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善を目的として、抜き伐りや群状伐採等の作業を行います。

補助の対象

- 不良木の抜き伐り
- 支障木等の伐倒
- 伐採木の搬出 等



鳥獣被害対策、荒廃竹林整備など

植付けや間伐等の実施に合わせて、シカなどの野生鳥獣の被害から植栽木を守るための防護柵の設置・改良や、森林に侵入しつつある竹林の整備などを行います。

補助の対象

- 鳥獣害防止施設等の整備
- 荒廃した竹林の整備
- 林床の保全整備 等



路網整備

路網は、間伐や主伐後の再造林、木材輸送等を効率的に行うためのネットワークであり、林業の最も重要な生産基盤です。また、労働条件や生活環境の向上にも役立っています。

そのため、森林の状況や地形傾斜等に応じて林道や森林作業道を組み合わせた路網整備を推進します。

補助の対象

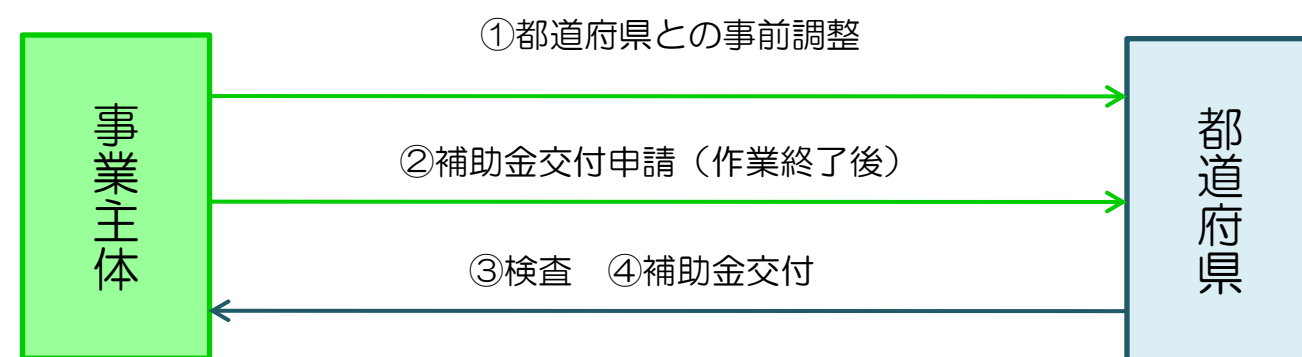
- 森林整備の骨格となる林道の開設・改良
- 間伐等と一体として行う森林作業道の開設・改良 等



- ※ このほかに、雪のために倒れた植栽木を引き起こす「雪起こし」なども補助対象です。
- ※ 補助制度の具体的内容については都道府県担当課へお問い合わせください。

補助を受けるために必要な手続き

補助を受けようとする森林所有者、森林経営計画作成者等の事業主体は、都道府県の出先機関に補助金交付申請を行います。



※ 森林組合等に補助金の申請・受領に関する事務を委任することもできます。



森林整備事業の体系

詳しい内容については各都道府県の担当課へお問い合わせください。

事業名		目的	事業内容※1	主な事業主体	国の補助率		都道府県の主な補助率		
					造林・間伐 (査定係数)※2	林道	造林・間伐 (査定係数)※2	林道	
森林環境保全直接支援事業			○人工造林、下刈り、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等 ○間伐については、原則として、森林経営計画を作成していること、10m³/ha以上の搬出をすることなどが必要。	地方公共団体 森林組合等 森林所有者 森林経営計画策定者※4 民間事業者※5 等	3/10 〔森林経営計画等に基づく場合：170 (省力・低コスト造林※6：180) 伐採造林届出書に基づく人工造林等：90〕	—	1/10 (国と同様)	—	
	特定機能回復事業	森林緊急造成	自然条件等の理由で更新が困難な森林における人工造林等	人工造林、下刈り、除伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等	地方公共団体 森林組合等 民間事業者※5 等	3/10 〔保安林及び特定の公益的機能別施業 森林※7：180 その他：90〕	—	事業主体が市町村等：2/10 事業主体が森林組合等：1/10 (国と同様)	—
		被害森林整備	気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林における人工造林等	人工造林、下刈り、除伐、保育間伐、更新伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備、鳥獣の誘引捕獲 等	地方公共団体 森林組合等 森林所有者 森林経営計画策定者※4 民間事業者※5 等	3/10 (170)	—	1/10 (国と同様)	—
		重要インフラ施設周辺森林整備	鉄道、道路、送配電線といった重要インフラ施設周辺の森林における人工造林等	人工造林、下刈り、除伐、保育間伐、更新伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等	地方公共団体 森林組合等 民間事業者※5 等	3/10 (180)	—	事業主体が市町村等：2/10 事業主体が森林組合等：1/10 (国と同様)	—
		林相転換特別対策 (特定スギ人工林)	林相転換が必要なスギ人工林であって、自助努力等によっては適切な植替えが進まない森林における一貫作業等	一貫作業、人工造林、下刈り、更新伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等	地方公共団体 森林組合等 民間事業者※5 等	3/10 〔一貫作業とそれと一体的に行う場合：180 更新伐、人工造林とそれと一体的に行う場合：170〕	—	1/10 (国と同様)	—
		保全松林緊急保護整備	松くい虫被害が発生している松林の整備や樹種転換	人工造林、下刈り、除伐、保育間伐、衛生伐、更新伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等	地方公共団体 森林組合等 森林所有者 森林経営計画策定者※4 民間事業者※5 等	5/10	—	2/10	—
	林道整備事業		効率的な森林施業や木材の大量運搬に対応するために必要な林道の整備等	林業生産基盤整備道、山村強靱化林道、林業専用道等の開設、改良、老朽化対策 等	地方公共団体 森林組合等	—	45/100 50/100 30/100 等	—	※8
	林道施設PCB廃棄物処理促進対策		林道施設のPCBの処理	林道施設のPCBの含有塗膜調査、処理等	地方公共団体 森林組合等	—	50/100	—	※8
	美しい森林づくり基盤整備交付金		令和12年度までの間における間伐等の実施	特定間伐等促進計画※3に基づく間伐等とこれに必要な路網整備	市町村 森林組合等 森林所有者 等	1/2	1/2	—	—
農山漁村地域整備交付金		自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施可能とし、農山漁村地域の総合的な整備	○林道の開設・改良 ○林道の点検診断・保全整備 ○森林環境教育・健康づくり等のための森林の整備 ○市民参加による森林の整備 ○森林の生産力の回復、増進等のための森林の造成 ○花粉の少ない森林へ転換するための花粉症対策苗木等への植替え	地方公共団体 森林組合等 森林所有者 等	5/10 3/10 (110～180)	45/100 50/100 30/100 1/3 等	2/10 1/10 (国と同様)	—	

※1 事業内容には、それぞれ林齢制限などがあります。

※2 造林関係事業の補助金額は、「標準単価×間接費×事業量×査定係数/100×補助率」により算出します。
標準単価は国が定める作業工程を基に、地域の樹種・平均径級等に応じて、都道府県が定める1haの作業に要する経費です。標準単価は都道府県によって公表されている場合があります。

※3 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、市町村が策定する計画です。

※4 森林経営計画の認定を受けた者を指します。

※5 森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業体を指します。

※6 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において行う、2,000本/ha以下の人工造林及び同施行地の3回までの下刈りを指します。

※7 水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林を指します。

※8 都道府県により異なります。



趣旨

- 森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援します。



主な支援対象者

- 地方公共団体
- 森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、NPO法人等、森林所有者の団体
- 森林経営計画の認定を受けた者
- 特定間伐等促進計画における特定間伐等の実施主体
- 森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者（経営管理実施権配分計画に基づき実施する場合に限る） 等



支援対象となる作業

- 人工造林(地ごしらえ、植栽)等
 - 下刈り(10年生以下)
 - 枝打ち(30年生以下)
 - 雪起こし(25年生以下)
 - 倒木起こし(25年生以下)
 - 除伐(25年生以下)
 - 保育間伐(60年生以下又は伐採木の平均胸高直径18cm未満)
 - 間伐(60年生以下)
 - 更新伐(90年生以下)
 - 付帯施設等整備(※1)
 - ・ 鳥獣害防止施設等整備
 - ・ 林内作業場等整備
 - ・ 林床保全整備
 - ・ 荒廃竹林整備
 - 森林作業道整備(※2)
- ※1、2 左の作業と一体的に実施することが必要です。
※2 森林作業道の改良及び復旧については、単独で実施することが可能です。



間伐、更新伐の支援の条件

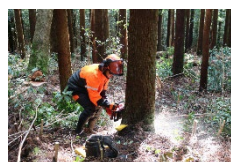
- 施業の集約化
森林経営計画ごとに実施箇所を取りまとめて申請(共同による申請も可能)
 - 伐採木の搬出(※3)
実施箇所1ha当たり平均10m³以上の木材を搬出
- ※3 間伐等の実施箇所の一部に搬出できない(伐捨間伐)箇所があっても、平均で10m³/ha以上を満たしていれば支援対象となります。
- 10m³/ha以上の搬出が困難な箇所については、要件を満たす箇所と一体的に間伐を実施することで、付加的な支援対象となる場合があります。



集約化や路網整備の推進による施業の低コスト化

- 間伐等の補助単価については、低コスト化に取り組んでいる事業体を参考に、主な作業の種類ごとに国が標準的な作業工程を提示し、これに基づき都道府県が労賃等を加味して単価を設定することにより、施業の低コスト化や採算性の向上を図っています。

【間伐の作業工程の例】



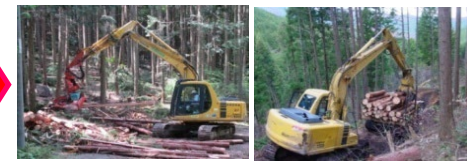
【選木・伐倒】



【集材】



【架線系】



【造材】

森林経営計画について

○ 目的

森林の有する多面的機能の十全な発揮に資する持続的な森林経営を確立するため、5年間の森林の施業及び保護(森林の経営)に関する計画を作成するものです。

○ 作成主体

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた方が単独または共同で作成します。

○ 認定主体

市町村長が認定します。(都道府県知事、農林水産大臣の場合あり)

○ 主な計画事項

- ・ 森林の経営に関する長期の方針を記載するほか、5年間の造林、保育、伐採(主伐・間伐)の実施、森林経営の共同化、作業路網の整備、森林の保護に関する計画が必要です。
- ・ 共同して計画を作成する場合は、共同して行う施業の種類及びその実施方法を定めることが必要です。
- ・ 任意で受託等による森林経営の規模拡大の目標を定めることができます。

○ 計画対象森林

- ・ 民有林を対象とします(公有林、国有林分収造林地を含みます)。
- ・ ① 林班計画: 林班又は隣接する複数林班の面積の2分の1以上の森林
- ・ ② 区域計画: 市町村長が定める一定の区域内における30ha以上の森林(①②とも林班又は区域内に所有及び経営を受託している森林の全て)
- ・ ③ 属人計画: 100ha以上の森林を所有している方の所有森林及び経営を受託している森林の全てを対象として、計画を作成します。



特定機能回復事業

森林緊急造成

趣旨

- 自然条件等の理由で更新が困難で、山地災害防止機能の公益的機能の発揮が特に求められる森林等において、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う人工造林等を支援します。

主な支援対象者

- 都道府県、市町村（森林所有者との協定（※１）の締結が必要）
- 森林整備法人等、森林組合等、NPO法人等、森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者（森林所有者及び地方公共団体との協定（※１）の締結が必要）

※１ 協定には、事業の実施後10年間は皆伐を行わない旨を定める必要があります。
（必要な路網整備による場合などは除く）
都道府県、市町村は、自ら所有する森林（公有林）で実施することもできます。

支援対象となる作業

- 人工造林(地ごしらえ、植栽)等
 - 下刈り(10年生以下)
 - 雪起こし(25年生以下)
 - 倒木起こし(25年生以下)
 - 除伐(25年生以下)
 - 付帯施設等整備(※2)
 - ・ 鳥獣害防止施設等整備
 - ・ 林内作業場等整備
 - ・ 林床保全整備
 - ・ 荒廃竹林整備
 - 森林作業道整備(※3)
- ※2、3 左の作業と一体的に実施することが必要です。
※3 森林作業道の改良及び復旧については、単独で実施することが可能です。

例えばこんな場合に使えます。

公益上、造林を行う必要がある



民家に隣接した斜面が裸地化しており、山地災害の防止の観点から、植栽して成林を図る必要があるが、自力での造林が困難である。

都道府県や市町村等による、公益上の観点から実施する必要のある造林を支援します。

被害森林整備

趣旨

- 台風や大雨等の気象害等による被害森林であって、所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林において、森林所有者との協定等に基づいて行う人工造林等を支援します。

主な支援対象者

- 都道府県、市町村（森林所有者との協定（※４）締結が必要）
- 森林整備法人等、森林組合等、NPO法人等、森林経営計画の認定を受けた者、森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者（森林所有者及び地方公共団体との協定（※４）の締結が必要）
- 森林所有者（地方公共団体との協定（※４）の締結が必要）

※４ 森林緊急造成と同様です。
都道府県、市町村は、自ら所有する森林（公有林）で実施することもできます。

支援対象となる作業

- 森林緊急造成の支援対象に加え、枝打ち、保育間伐、更新伐、野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行うシカ侵入防止柵の単独での設置や、シカ等の誘引捕獲を行う「森林保全再生整備」があります。

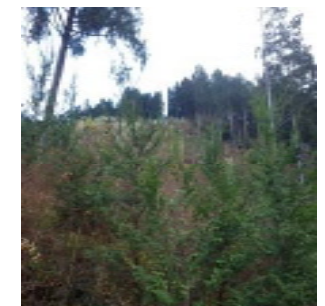
例えばこんな場合に使えます。

風害を受けた森林を再生したい



台風による風倒木の様子

台風により、所有する森林において大量の風倒木が発生したが、自力では風倒木の処理や植栽等が困難である。



植栽後の様子

都道府県や市町村等による被害森林の再生のための風倒木の処理(搬出集積を含む)や植栽等を支援します。

シカの食害を受けた森林で対策を行いたい



食害により荒廃した森林の様子

シカによる食害対策として、高機能な防護柵の設置やシカの捕獲を進めたい。

都道府県や市町村等による鳥獣の誘引捕獲や防護柵の設置を支援します。



シカの誘引捕獲



高機能な防護柵



特定機能回復事業

重要インフラ施設周辺森林整備



趣旨

- 鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（重要インフラ施設）周辺の森林について、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う人工造林等を支援します。



主な支援対象者

- 都道府県、市町村（森林所有者、インフラ施設管理者との協定（※１）の締結が必要）
- 森林整備法人等、森林組合等、NPO法人等、森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者（森林所有者及び地方公共団体、インフラ施設管理者との協定（※１）の締結が必要）

※１ 協定には、事業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める必要があります。（必要な路網整備による場合などは除く）
都道府県、市町村は、自ら所有する森林（公有林）で実施することもできます。



支援対象となる作業

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| ○ 人工造林（地ごしらえ、植栽）等 | ○ 付帯施設等整備（※２） |
| ○ 下刈り（10年生以下） | ・ 鳥獣害防止施設等整備 |
| ○ 枝打ち（30年生以下） | ・ 林内作業場等整備 |
| ○ 雪起こし（25年生以下） | ・ 林床保全整備 |
| ○ 倒木起こし（25年生以下） | ・ 荒廃竹林整備 |
| ○ 除伐（25年生以下） | ○ 森林作業道整備（※３） |
| ○ 保育間伐（60年生以下又は伐採木の平均胸高直径18cm未満） | ※２、３ 左の作業と一体的に実施することが必要です。 |
| ○ 更新伐（90年生以下） | ※３ 森林作業道の改良及び復旧については、単独で実施することが可能です。 |

例えばこんな場合に使えます。

送電線周辺の森林整備を行いたい

インフラ施設により林地が分断され、重機が入れない、木材搬出ができない等により、森林所有者による面的な森林整備が進みにくい森林について整備を行う必要がある。



インフラ施設周辺の手入れ不足の森林

協定に基づく役割分担の下、市町村等公的主体による重要インフラ施設周辺の森林整備を支援します。

林相転換特別対策（特定スギ人工林）



趣旨

- 林相転換が必要な人工林のうち、花粉発生源となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等を支援します。



主な支援対象者

- 都道府県、市町村（森林所有者との協定（※１）締結が必要）
- 森林整備法人等、森林組合等、NPO法人等、森林経営計画の認定を受けた者、森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者（森林所有者及び地方公共団体との協定（※１）の締結が必要）



支援対象となる作業

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 都道府県の設定するスギ人工林伐採重点区域において行う | ○ 付帯施設等整備（※６） |
| ○ 一貫作業（※４） | ・ 鳥獣害防止施設等整備 |
| ○ 人工造林（※５） | ・ 林内作業場等整備 |
| ○ 下刈り（10年生以下） | ・ 林床保全整備 |
| ○ 更新伐 | ○ 森林作業道整備（※７） |
| ※４ 林相転換を目的として行う、伐倒、搬出集積、地拵え、植栽の各作業を並行または連続して行う作業。 | ※６、７ 左の作業と一体的に実施することが必要です。 |
| ※４、５ 植栽については2,000本/ha以下を基本とし、花粉の少ない品種の植栽とする。 | ※８ 森林作業道の改良及び復旧については、単独で実施することが可能です。 |

保全松林緊急保護整備



趣旨

- 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換を支援します。



主な支援対象者

- 都道府県、市町村
- 森林所有者、森林組合等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者、森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者



支援対象となる作業

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ○ 衛生伐（※７） | ○ 付帯施設等整備（※８） |
| ○ 人工造林（地ごしらえ、植栽）等 | ・ 鳥獣害防止施設等整備 |
| ○ 下刈り（10年生以下） | ・ 荒廃竹林整備 |
| ○ 雪起こし（25年生以下） | ○ 森林作業道整備（※９） |
| ○ 倒木起こし（25年生以下） | ※８、９ 左の作業と一体的に実施することが必要です。 |
| ○ 除伐（25年生以下） | ※９ 森林作業道の改良及び復旧については、単独で実施することが可能です。 |
| ○ 保育間伐（60年生以下又は伐採木の平均胸高直径18cm未満） | |
| ○ 更新伐（90年生以下） | |
| ※７ 松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理 | |



林道整備事業

林業生産基盤整備道整備



趣旨

- 市町村森林整備計画において定められている「特に効率的な施業が可能な森林の区域」（効率的施業区域）や森林資源が充実している生産基盤強化区域内等において、路網ネットワークを重点的に整備するため、基幹となる林業生産基盤整備道の整備を支援します。



主な支援対象者

- 都道府県、市町村、森林組合等



支援対象となる作業

- 林業生産基盤整備道の開設
- 林業生産基盤整備道の改良
 - ・ 局部改良
 - ・ 幅員拡張
 - ・ のり面保全
 - ・ 舗装 等
- 作業ポイント整備
- 接続路整備
- 路網計画策定（航空レーザ計測、支援ソフトの導入等）
- 施設集約化（撤去）
- 老朽化対策（個別施設計画に基づく健全度Ⅲ、Ⅳの林道施設が対象）
- 機能回復（効率的施業区域内において行う路面や排水施設等の整備）
- 農道等※改良（林道整備と一体的に行う農道等の改良）

※ 農道のほか、農業振興地域等において農業目的で使用されている道を対象としています。（国道、県道、市町村道など道路法第3条に掲げる道路は含みません。）

生産基盤強化区域と効率的施業区域

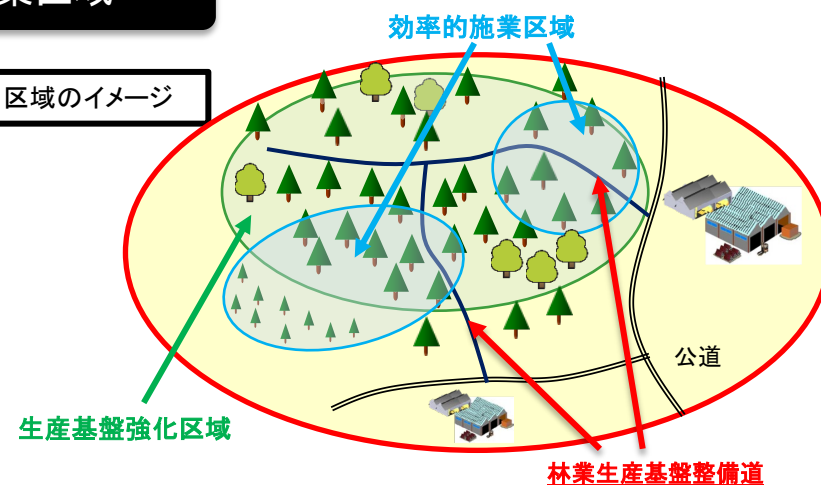
生産基盤強化区域とは

人工林資源が充実し、原木の供給先となる合板・製材工場等の集荷圏にあるエリア
※都道府県知事が設定

効率的施業区域とは

林地生産力が高い、傾斜が比較的緩やか、集落等からの距離が近いなど林業に適したエリア
※市町村森林整備計画において設定

区域のイメージ



人工林資源が豊富な区域



基幹となる林道

山村強靱化林道整備



趣旨

- 林道規程に基づく「幹線」であって、地域の防災計画等において代替路と位置付けられる山村強靱化林道の整備を支援します。



主な支援対象者

- 都道府県、市町村、森林組合等



支援対象となる作業

- 山村強靱化林道の開設
- 山村強靱化林道の改良
 - ・ 局部改良
 - ・ 幅員拡張
 - ・ のり面保全
 - ・ 舗装 等
- 作業ポイント整備
- 接続路整備
- 路網計画策定（航空レーザ計測、支援ソフトの導入等）
- 施設集約化（撤去）
- 老朽化対策（個別施設計画に基づく健全度Ⅲ、Ⅳの施設が対象）
- 機能回復（路面や排水施設等の整備）
- 農道等改良（林道整備と一体的に行う農道等の改良）

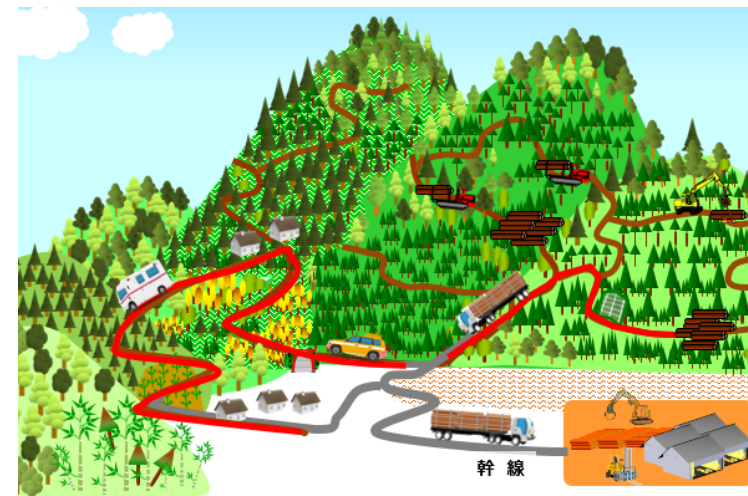
山村強靱化林道の開設・改良

林道規程に定める幹線

- 公道等に接続している林道であって、地域の森林において林道によって形成する路網の根幹となる役割を担う林道

豪雨等への強靱化対策

- 災害が激甚化・頻発化する中で、持続的な森林経営の実現に向けて、公的主体が作成する地域防災計画等において代替路と位置付けられる林道の開設・改良等を支援



強靱で災害に強く、木材の効率的輸送が可能な幹線林道の開設・改良

例：排水施設と擁壁工の設置



例：のり砕工の設置



林道整備事業

林業専用道整備

趣旨

- 10t積トラックや大型ホイールタイプフォワーダの走行に対応した規格・構造を有し、森林作業道と組み合わせて、間伐や再造林、花粉発生源対策としての伐採・植替え等の森林施業の用に供する支線林道又は分線林道の役割を果たす林業専用道等の整備を支援します。

主な支援対象者

- 都道府県、市町村、森林組合等

支援対象となる作業

- 林業専用道の開設
- 林業専用道の改良
 - ・ 局部改良
 - ・ 幅員拡張
 - ・ のり面保全
 - ・ 舗装 等
- 作業ポイント整備
- 接続路整備
- 施設集約化(撤去)
- 老朽化対策(個別施設計画に基づく健全度Ⅲ、Ⅳの林道施設が対象)
- 機能回復(効率的施業区域内において行う路面や排水施設等の整備)
- 農道等改良(林道整備と一体的に行う農道等の改良)

林業専用道の改良

主として土構造である林業専用道について、防災機能を強化するための局部的構造の改良を支援します。

改良前（イメージ）



改良後（イメージ）



林業専用道作設指針の運用について

記録的な集中豪雨への林業専用道の耐久性等に係る対応が必要であることなどから、「林業専用道作設指針の運用」を作成し、より実態に即した柔軟な運用を図っています。

例：のり面緑化工



長大のり面が連続する箇所、脆弱な土質箇所等において、のり面保護工を実施。

例：補強土壁工



直線区間を設けることにより、安全性の向上が図られる場合、擁壁等を設置。

林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業

趣旨

- 地方公共団体等による、林道施設を適切に管理するための林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）の調査、処理等を支援します。
- ※ 令和9年3月31日までに実施されるものに限りです。

主な支援対象者

- 都道府県、市町村、森林組合等

支援対象となる作業

- PCBの濃度分析調査
- PCBの処理等
- ※ 林道整備事業において、林道の改良や老朽化対策とPCB対策を併せて実施できる「林道施設老朽化緊急対策」も措置されています。



塗膜の部分剥離

新しい地方経済・生活環境創生交付金

趣旨

地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する取組を支援します。

主な支援対象者

- 都道府県、市町村、森林組合等

支援対象となる作業

- ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業が幅広く対象になり、基本的にこれらを組み合わせた取組が支援されます。
- インフラ整備事業として、林道や造林等の森林整備事業、治山事業、農業農村整備事業、道路事業など、既存のほとんどの公共事業が対象になります。
- ※ 令和6年度まで措置されていた地方創生道整備推進交付金については、令和6年度末までに認定を受けた地域再生計画に基づく事業に限り、その地域再生計画期間が終了するまでの間措置されます。

＜事業活用イメージ＞

ソフト事業
計画立案、人材育成、販路拡大、PR等の支援



インフラ整備事業
大型車両の通行が困難な林道・道路等の整備



拠点整備事業
道の駅、交流施設等の整備



美しい森林づくり基盤整備交付金



趣旨

- 森林による二酸化炭素の吸収作用を保全し強化する重要性が増していることから、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく間伐等を支援します。



主な支援対象者

- 市町村、森林組合等、森林所有者 等
- ※ 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき市町村が策定する特定間伐等促進計画において、事業主体に位置付けられている必要があります。
- ※ 森林組合や森林所有者等が実施する場合は、市町村から補助金が交付されます。



支援対象となる作業等

- 特定間伐等促進計画に位置付けられた造林及び間伐等の森林施業
- 路網の開設・改良
- 森林の多面的機能の維持増進のために行う施設等整備、森林整備に関連するソフト経費

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法について

地球温暖化防止対策としての森林吸収量の確保に向け、森林の間伐や造林等を促進するため、平成20年5月16日に公布・施行された法律です。令和3年3月には、令和12年度までの間に行われる間伐等や成長に優れた苗木（特定苗木）の生産に必要な母樹（特定母樹）の増殖の引き続きの推進に加え、成長に優れた苗木を用いた再造林の促進を目的とした改正が行われました。

この法律に基づき、市町村が特定間伐等促進計画を作成し、それに基づいて事業を実施する場合、本交付金の対象となるほか、地方債の特例や伐採届出の特例などのメリットがあります。

特定間伐等促進計画を作成した場合のメリット

森林整備事業における優遇措置

計画に基づき間伐や造林を実施する場合、森林整備事業において森林経営計画を作成した場合と同水準の助成を受けられます。

地方債の特例

計画に基づく間伐等に要する経費（上記2つの国の補助事業に対する地方公共団体の負担分）について、地方債の起債対象となり、また、その元利償還金の3割については、特別交付税が措置されます。これにより、国の補助事業に対する都道府県や市町村の負担が軽減・平準化され、事業が実施しやすくなります。

交付金の交付 （美しい森林づくり基盤整備交付金）

農林水産大臣に対し市町村が計画を提出した場合、計画に基づく間伐等は国が直接交付する交付金の対象となります。従来、市町村が実施してきた独自の取組について、この交付金を活用することにより、工夫次第で、負担の軽減、事業量の増加を図ることができます。

伐採届出の特例

計画に位置付けられた実施主体が実施する間伐等については、森林法により義務づけられている事前の伐採届出が不要となります。

農山漁村地域整備交付金



趣旨

- 都道府県又は市町村が森林基盤整備を実施するための交付金を措置することにより、農林水産業の基盤整備による大規模化・高付加価値化や農山漁村の防災・減災対策を支援し、競争力強化と国土強靱化を図ります。
特に森林整備においては、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を支援します。



主な支援対象者

- 都道府県、市町村、森林組合等、森林所有者 等



支援対象となる作業

- 林道の開設・改良
- 林道の点検診断・保全整備事業
- 森林環境教育・健康づくり等のための森林の整備
- 市民参加による森林の整備
- 森林の生産力の回復、耕作放棄地等の林地化のための森林の造成
- スギ及びヒノキ人工林を花粉の少ない森林へ転換するための森林の造成

林道点検診断・保全整備事業

- 既設の林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補修及び更新等を支援します。

主な支援対象者：都道府県・市町村・森林組合

支援対象作業：【点検診断】既設林道の橋梁、トンネル等を対象に健全性や耐震性に係る点検診断

【保全整備】点検診断等の結果に基づき、測量・設計施設の補修・更新等

支援の条件：個別施設計画を策定するための点検診断
個別施設計画等に基づき実施される点検診断、補修及び更新等

架設後、長期間経過した橋梁について、老朽化が激しい



補修前

個別施設計画を策定し、補修を実施



補修後

花粉発生源対策促進事業

○スギ人工林等の花粉発生源となっている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽に必要な経費の一部を支援します。

主な支援対象者：都道府県・市町村・森林整備法人・森林組合・NPO法人等

支援対象作業：スギ人工林等の伐倒、搬出集積、地ごしらえ、植栽

支援の条件：地域・対象年齢の制限なし
（市町村森林整備計画への適合は必要）
植栽に当たっては、花粉症対策苗木等（知事が認める広葉樹等を含む）のコンテナ苗を使用し、一貫作業によること。



培土付きなので通常の苗より植付適期が長いコンテナ苗を活用

林業・木材産業循環成長対策交付金

森林整備事業（公共事業）のほかに、国産材の安定的・持続可能な供給体制の構築を図る観点から、非公共事業である林業・木材産業循環成長対策交付金により、森林整備等への支援を行っています。



趣旨

木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築のため、木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、木造公共建築物等の整備等や、再造林の低コスト化に向けた取組への支援等、森林資源の循環利用確立に向けた取組を総合的に推進します



主な支援対象者

都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体 等



支援対象となる作業

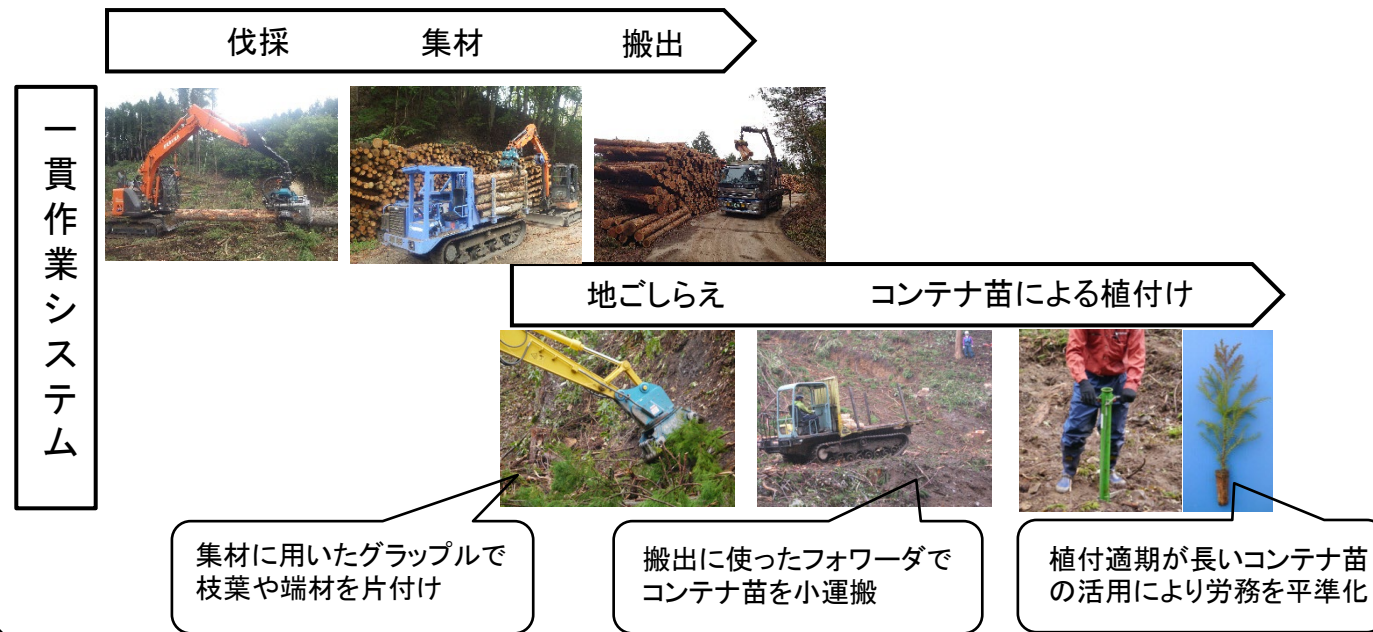
○ 間伐材生産
助成額：定額

○ 低コスト再造林対策
助成額：定額(1/2、2/3以内)
・一貫作業の上限 85.0万円/ha 等

○ 高性能林業機械等の整備
○ コンテナ苗生産基盤施設等の整備
助成額：都道府県へは定額
事業実施主体へは事業費の1/2、1/3以内等

○ 路網整備・機能強化
助成額：定額、1/2以内
・林業専用道(規格相当)の整備の上限 3万5千円/m等
・森林作業道の整備の上限 2千円/m
・林道等の機能強化 事業費の1/2以内
・森林作業道の機能強化 事業費の1/2以内
・林業専用道(規格相当)の復旧 事業費の1/2以内

【伐採と造林の一貫作業のイメージ】



森林づくりの新たな技術や事例の情報

林野庁、森林総合研究所や各都道府県が行った、低コスト造林、苗木の安定供給、下刈りや間伐の省力化に資する新たな技術に関する調査報告書やパンフレット、シンポジウムの資料などを林野庁のウェブページに掲載しています。

また、各地で取り組まれている低コスト造林や事業体の創意工夫についても、事例集を掲載しています。森林整備を効率的・効果的に進める上でご活用いただければ幸いです。



造林関係（植栽）、造林関係（ドローン等）、
種苗関係、間伐・搬出関係の4分野の情報を掲載

低コスト造林・種苗生産等の事例集



低コスト造林・列状間伐・種苗生産の調査報告書やパンフレット



リモートセンシング技術を活用した森林整備事業の申請・検査

森林整備事業の申請・検査に、リモートセンシング等のデータを活用できるようになりました。

○ 申請

施行地での周囲測量などが不要となります。

○ 検査

(1)提出されたオルソ画像等を用いて検査を行います。

(2)施業の実施状況等が確認できる場合、
現地での検査が省略されます。
(施業の実施状況等の確認ができない場合は、
従来どおり現地での検査を行います)



従来測量



オルソ画像による区域確認